

平成28年3月18日

田川市長 二 場 公 人 殿

田川市協働のまちづくり市民検討会議

会 長 南 博

田川市協働のまちづくりについて(答申)

平成26年2月6日付けで諮問のありました市民協働のまちづくりのための条例について、本市民検討会議の意見を別紙のとおり答申します。

答申にあたり

田川市協働のまちづくり市民検討会議は、平成26年2月6日に市長から諮問を受け、協働のまちづくりのルール必要性やルールが必要となった場合の素案について検討を行ってきました。

本会議は、公募市民7名、地域団体・市民協働団体等を代表する市民5名、学識経験者1名、市職員2名の計15名で構成しています。「条例の必要性」について6回の全体会及び1回のワーキング会議で検討し、平成27年9月9日、市長に「ルールが必要である。」と中間報告いたしました。

中間報告後は、3回の全体会、延べ15回の班会議で「条例素案等」について検討を重ねてきました。この度、「協働のまちづくりのための条例素案など」を取りまとめましたので答申します。

(附帯意見)

1 条例名

条例案の第1条(目的)で、「市政への市民参加に関する基本的事項を定めることにより市民協働のまちづくり」を目指すとしていることから、条例の名称として「田川市市民協働のまちづくり条例」とすることを提案します。

2 条例の特徴

条例案は前文と第1条から第13条までとし、簡潔でわかりやすい表現である事を基本としました。

3 条例の周知

まちづくりへの市民の理解や協力を進めるために、市民・議会・行政が情報を共有し協働のまちづくりに向けた体制づくりが進むよう要望します。

4 逐条解説等

条例の周知を図るために、趣旨や内容をわかりやすく説明する逐条解説等を作成されることを要望します。

田川市協働のまちづくり市民検討会議

会 長 南 博